

## 神川町スポーツ少年団団員募集

問合せ 生涯学習課 生涯スポーツ担当 ☎0495-77-4651 FAX0495-77-5066

神川町スポーツ少年団には、球技5種目・武道3種目の合計8団体があり、日々活動に励んでいます。また、各団体の活動以外に、チャレンジランキング大会や駅伝競走大会等の、全団参加のレクリエーションイベントも開催しています。

見学、体験は随時行っておりますので、ぜひ一度足を運んでみてください（都合により、下記の曜日や場所で開催していない場合もありますので、見学・体験の際は生涯学習課までお問合せください）。

団体名	活動日	活動場所
ミニバスケットボール	木:午後6時30分～8時 土:午前9時～正午	木:丹荘小体育館 土:海洋センター体育館
パルフェ少年サッカー	土・日:午前9時～正午 その他ナイター練習有	町営グラウンドサッカー場(クレイコート)
少年野球	土・日・祝:午前8時30分～午後1時	町営グラウンド野球場B(北側)
JVC(バレー)	水:午後7時～9時 土:午後1時～4時30分	海洋センター体育館
ドリームショット(バドミントン)	水:午後7時～9時 土:午前9時～11時	水:神川中体育館 土:青柳小体育館
柔道	火・金:午後7時～8時40分	神川中柔道場
少林寺拳法	月・金:午後7時～8時30分	海洋センター体育館
神武館空手道	火・木:午後7時～8時30分	海洋センター体育館

## 狩猟免許の取得にかかる費用を一部補助します

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

有害鳥獣捕獲に必要である狩猟免許を新たに取得する場合、費用の一部を補助します。

**補助対象** 下記の全てに該当する方。 ※免許が取得できなかった場合は、補助金の交付は受けられません。

- ①町内に住所を有しており、交付申請日現在で年齢が65歳未満の方
- ②町税等を完納している方 ③新たに狩猟免許(第一種銃猟免許・わな猟免許)を取得する方
- ④免許取得後、児玉猟友会神川支部に加入し5年以上有害鳥獣の捕獲に取り組むことができる方

**補助金額** ●第一種銃猟(3名)上限200,000円 ●わな猟(3名) 上限50,000円

※補助の中には、免許取得や関連装備品の取得に要した費用、児玉猟友会神川支部年会費を含みます。

銃本体の購入および免許の再取得は対象になりません。

**申請書類** 申請書、誓約書、町税に滞納のない証明書、本人確認書類(写し)

## 老朽空き家除去にかかる費用を一部補助します

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

良好な住環境等を確保することを目的に、町内空き家の解体費の一部を補助します。

**補助内容** 補助金交付申請後、交付決定を受けてから着工され、申請年度の3月31日までに完了する工事。

(工事がすでに着工または完了しているものは対象になりません。)

補助金額	条件等	件数
工事経費 (床面積1㎡につき1万円を限度とする。)の1/3で上限300,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内に所存する個人所有の居住の用に供していた建築物で、1年以上使用されていないこと</li> <li>●特定空き家または、昭和56年5月31日以前に建築された建物で町が定める老朽空き家の判断基準を満たす空き家であること</li> <li>●空き家を解体し、敷地全体を更地にする工事であること</li> <li>●依頼業者が町内業者であること</li> <li>●町税等の滞納がないこと</li> </ul>	3件 (先着順)

## 「4歳未満で乳歯が抜けた！」⇒放置しないで相談を

～「低フォスファターゼ症」という病気の疑いがあります～

問合せ 子育て相談窓口 ☎0495-74-0205 FAX0495-77-2117

町では、令和5年4月から1歳6か月児健診、2歳児歯科検診及び3歳児健診で、低フォスファターゼ症の早期発見のため歯科健診で口腔内の確認をすることになりました。

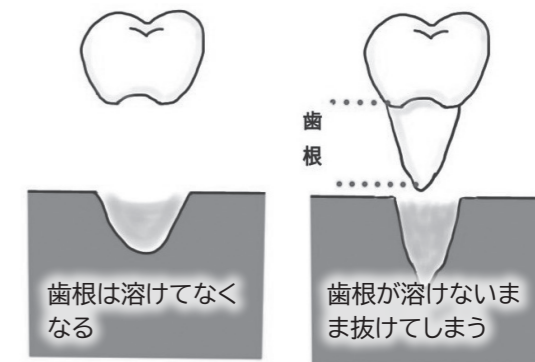
この病気は、骨の強さや成長にかかわる酵素(アルカリフォスファターゼ)の働きが弱いことで発症する病気です。骨や歯を中心にさまざまな症状があらわれます。

とても珍しい病気ですが、歯をぶつけていないのに4歳までに乳歯が抜けたり、歯がぐらぐらするといった定型的な症状があります。通常、歯の生え変わりは5歳以降に始まり、乳歯の根は吸収され歯の頭の部分だけが抜けますが、この病気の場合、乳歯の根が吸収されず、長いままです。

この病気の疑いがある場合は、専門の医療機関を紹介しします。現在は治療法が確立されたため早期治療が可能です。

乳歯が早期に抜けたりぐらつきがある場合は、歯科医師や子育て相談窓口にご相談ください。

【健康な乳歯の抜け方】 【低フォスファターゼ症】



## 外出支援タクシー利用料金助成制度

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

高齢者と障害者の日常生活に必要な外出を支援するため、タクシー利用券を交付し利用料金の一部を補助する制度です。利用を希望される方は、町民福祉課または地域振興課窓口で申請をお願いします。

**内容** 高齢者と障害者の日常生活に必要な外出を支援するため、タクシー利用料金の一部を補助する。

**対象者** 次のすべてに当てはまる方

- ・現在有効な運転免許証をお持ちでない方
- ・65歳以上の方又は福祉タクシー制度の対象となる障害者手帳をお持ちの方
- ・社会福祉施設に入所されていない方
- ・町税等の未納がない方

福祉タクシー制度の対象となる障害者手帳

- ・身体障害者手帳1級～3級
- ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級
- ・療育手帳④、A

**補助内容** 1枚当たり500円の利用券を72枚または36枚交付

【72枚交付の方】

- ・65歳以上の方で福祉タクシー利用券をお持ちでない方

【36枚交付の方】

- ・福祉タクシー利用券をお持ちの方
- ・福祉タクシー制度対象の障害者手帳をお持ちの65歳未満の方

**申請場所** 町民福祉課または神泉総合支所地域振興課

**必要書類** 本人確認書類(マイナンバーカード、健康保険証等)、本人の写真(本人が申請に来庁できない場合のみ。正面を向き、脱帽のもの。)

